

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第184号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	さくら運転代行
	主たる営業所が所在 する市区町村	大村市
処 分 年 月 日		令和2年3月31日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第12条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		長崎県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第221号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	三浦代行
	主たる営業所が所在 する市区町村	大村市
処 分 年 月 日		令和2年3月31日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第12条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		長崎県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第 2 8 9 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	シエロ運転代行
	主たる営業所が所在 す る 市 区 町 村	佐世保市
処 分 年 月 日		令和 2 年 3 月 3 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第 12 条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		長崎県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第 3 1 4 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ゆうし運転代行
	主たる営業所が所在 す る 市 区 町 村	佐世保市
処 分 年 月 日		令和 2 年 3 月 3 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第 12 条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		長崎県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第 3 3 4 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	A - 1 代行
	主たる営業所が所在 する 市 区 町 村	長崎市
処 分 年 月 日		令和 2 年 3 月 3 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第 12 条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		長崎県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第 3 6 0 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	T 企画
	主たる営業所が所在 する 市 区 町 村	佐世保市
処 分 年 月 日		令和 2 年 3 月 3 1 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第 12 条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 22 条第 2 項
処分を行った都道府県		長崎県

被 処 分 者	認 定 証 番 号	長崎県公安委員会 第380号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	運転代行偉家どらごん
	主たる営業所が所在 する市区町村	長崎市
処 分 年 月 日		令和2年3月31日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		受託運転自動車の損害賠償保険が適用されない 期間があり、適正化法第12条に規定する損害賠 償措置を講ずべき義務に違反した。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		長崎県